

2020年3月24日

養護学校(特別支援学校)への就学決定取消しを求める訴訟（川崎就学裁判） 横浜地方裁判所判決に対する抗議声明

バクバクの会～人工呼吸器とともに生きる～

会長 新居大作

2020年3月18日、横浜地方裁判所（河村浩裁判長）は、養護学校（特別支援学校）への就学決定取消しと地域の小学校への転校を求めた、川崎就学裁判において、原告の請求を棄却するというまさかの不当判決が下されました。

バクバクの会～人工呼吸器とともに生きる～は、人工呼吸器をつけていても“ひとりの人間ひとり子ども”として、地域の中で当たり前前に暮らせる社会の実現を求めて1989年から活動している団体です。

人工呼吸器をつけた子どもたちの就学問題では、当会が30年間の活動で、粘り強く地道に作り上げ、少しずつではありますが、地域でともに学びともに育つ環境を作りあげてきました。その実践から、適切な配慮さえあれば、地域の学校であたりまえに学べることが実証され、法律も後追いではありますが、その存在を認め、改正されてきたところです。

何より、障害の有無にかかわらず、また障害の程度や種類にかかわらず、分け隔てなくともに学び育つことが、お互いの違いを認め合い、お互いを尊重し合うことにつながり、ともに助け合える社会を築いていく礎になっていることは明白です。

しかし、今回の判決は、これらのことを全否定するものであり、憤りを禁じえません。また、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等を全く無視したものであり、人工呼吸器をつけた子どもを地域から排除する差別的なものであり、断じて許すことはできません。

重度障害児や人工呼吸器をつけている子は、なぜ行政や司法に生き方をも決められなくてはいけないのでしょうか。先日、同じ神奈川県内で起きた「津久井やまゆり園事件」の判決が同裁判所で出されましたが、重度障害児者の存在を不幸と決めつけ殺傷に及んだ犯人と、地域校への就学を拒む裁判官や川崎市教育委員会、神奈川県教育委員会は同じ思考を内蔵していると言わざるを得ません。

和希君が地域の小学校に行くというあたりまえの権利、地域の友だちと一緒に学ぶ権利を踏みにじった判決に断固抗議するとともに、和希君の地域校への就学を実現するために、さらなる取り組みを進めることを決意いたします。